

2014 年度 総会議案書

日時：2014 年 7 月 31 日（木） 18 時より

場所：サティア



ベトナム語劇@豊中キャンパス



目次

ごあいさつ

2013 年度のふりかえりと 2014 年度への申送り

1. 大学との交渉・協議
2. レクレーション：仲間と交流する
3. 組織拡大：仲間を増やす

第 1 号議案 来年度の活動方針

第 2 号議案 今年度の決算報告と来年度の予算案

第 3 号議案 組合費の改定

第 4 号議案 労働憲章の改定

資料

大阪大学箕面地区教職員組合執行委員会

ご あ い さ つ

2013 年度委員長の今岡良子です。

今年度の執行部は、次の方々です。一年間、ご苦勞様でした。

松本健二（副委員長）、岡本真理（書記長）、早稲田みか（会計） 執行委員：今泉秀人、山根聰 選挙管理委員：青野繁治、齋藤康則 会計監査：石黒暢、多田剛志
--

今年度、団体交渉を行ったのは、山の家と箕面会館（職員会館）のみ。昨年度の議案書で次の課題を自分で書いておきながら、怠慢を最初にお詫びします。

2012 年度から 2013 年度執行部への団体交渉の申し送り（2013 年度総会議案書より）

団体交渉の項目
1) 大阪大学は、団体交渉に学長が出席すること。
2) 大阪大学は、2016 年（平成 28 年度）以降も「当分の間」を維持し、退職金減額をしないこと。旧外大教員に保証された 65 才定年時の退職金を満額支払うこと。
3) 大阪大学は、退職金減額措置を即刻やめること。
4) 大阪大学は、2014 年 3 月まで続けるつもり賃金減額措置を即刻やめること。（← 3 月で措置期間終了）
5) 大阪大学は、外国人特任教員の帰国旅費を支払うこと
6) 大阪大学は、労働契約法の改正主旨を正しく理解し、特任教員、非常勤職員や非常勤講師らが安心して働き続けることができるよう 5 年で雇止めという考え方を即刻改めること。（←特任教員と非常勤講師は、5 年から 10 年に改定）
7) 大阪大学は、週 40 時間働くことが困難な非常勤職員の存在を認め、特例職員の採用制度について不備を改めること。
8) 大阪大学は、非常勤職員の交通費を賃金とは別に支払うこと
9) 大阪大学は、駐車場を無料化すること

10) 大阪大学は、64才、65才時の賃金を第二期中期計画後も引き下げてはならない。
11) 大阪大学は、小野原の外国人教員宿舎の備品について最大限の配慮すること
12) 大阪大学は、箕面キャンパスで授業を行う全教員に対して箕面キャンパスに関する全情報を伝達すること
13) 大阪大学は、産前休暇について見直しを行なうこと
14) 大阪大学は、箕面地区においても豊中地区および吹田地区と同様に放射線量の測定をすること

特に、2)退職金問題は、2016年度から不利益変更が始まります。退職金減額問題とあわせて考えなければなりません。

2013年度の議案書より

<p>職員の場合、</p> <p>一般（一）係長級、平均勤続期間35年、4級66号俸の方、今年度退職される方で約127万円、2013年10月以降に退職される方で約254万円、2014年7月以降に退職される方で約360万円の削減。</p>
<p>教員の場合、</p> <p>教育（一）教授、平均勤続期間31年、5級67号俸の方、今年度退職される方で約173万円、2013年10月以降に退職される方で約346万円、2014年7月以降に退職される方で約490万円</p>
<p>これに、外大からの継承教員は、2016年度に不利益変更の「当分の間」という猶予が解除されるので、490万円プラス200万円以上、減額のWパンチです。</p> <p>これらはモデルケースですので、一人ずつ、違ってきます。吹田の人事に問い合わせれば、計算して、教えてくれます。問い合わせてください。</p>
<p style="text-align: center;">総務企画部人事課給与第二係（内線7030, 3035） （箕面地区からは外線06-6879-7030） E-mail : soumu-jinji-kyu2@office.osaka-u.ac.jp</p>

これら未解決の課題の上に、学校教育法と国立大学法人法の改定により、来年度以降、教授会自治が制限され、大学自治の底力が問われることとなります。特定秘密保護法は12月までに施行されます。東大が防衛省に輸送機不具合の究明について協力拒否をしたのは、7月6日のことでした。戦争に協力する体制作りが進む一方で、大学人は、学問の自由、言論・表現の自由を守り抜くことができるでしょうか。交付金削減という兵糧攻めも続きます。

これから、組合は、雇用と労働条件を守るだけにとどまらず、大学の民主的な運営や学問の自由を守る核となり、議論の場を作る任務をますます担うことになるでしょう。

怠慢な委員長が次期執行部に申し送ることは、これまでにない深刻で難しい課題です。専門委員制度を使って、テーマ毎に情報を整理する委員を任命し、阪大組合や全大教との連携を深めて箕面地区内・学内・学外の情報を収集したり、顧問弁護士を定期的に訪問し、懐刀として常時活用したり、総会後に議論して、体制固めをしなければならないでしょう。

私も協力します。組合員の皆さんも、どうか、いっしょに協力してください。組合活動を通じて、踏ん張らなければならないのは、今です！執行委員がやってくれているだろう、というのは幻想です。誰かにまかせるのではなく、少しずつできることを分け合って、一緒に乗り越えていきましょう。

それは、よりましな学習環境と社会を私達の学生たちに手渡しするためです。

2013年度のふりかえりと2014年度への申送り

1. 大学との交渉・協議

時系列にそって活動をふりかえります。*は申し送りです。総会では皆さんの意見を*のところに書き加えることとなります。詳細は、最後の資料をごらんください。

○ 1○ 山の家と職員宿舎（箕面会館）施設廃止

大学の説明は、全学ハウジング委員会の委員長で、人事労務担当の尾山理事が来なかった。ハウジング課職員が説明した。また、資料根拠が不十分であった。（山の家は利用者が増えていたし、職員会館の経費が阪大の財政を圧迫するとは思えない金額であった。）阪大は、「大学が必要性を考えて廃止」と述べた。耐震工事の費用を出したくないので廃止したというのが本音でしょう。今は、猫の巣になりつつあります。

*記念会館と小野原の宿舎も同じ理由で廃止になる可能性があります。

○ 2○ 退職金、勸奨退職、年俸制、55才以上昇級停止、非常勤職員の給与などの就業規則の「改正」

大学は、労働条件の根幹である退職金や賃金の変更について、学長や理事ではなく、課長補佐を筆頭に説明した。

*大学とは過半数代表者の協議ではなく、組合の団交を要求して、学長と理事の出席を求め続ける必要があります。それでも改善されなければ、労働委員会に救済を申し入れる。前回の救済時にすでに労働委員会は箕面組合への差別と受け止めているので、救済されることとなります。

年俸制は、「教員の給与制度の選択肢を増やす」という説明だった。個人が求め、外部資金のある理系部局が検討し、大学に申請するということになる。いかにも箕面キャンパスの教員には関係のないような説明で終わった。

*文科省がすでに年俸制教員20%という数字を明らかにしている。文科省が大学に、大学が部局にノルマ達成のプレッシャーをかけると、部局から自発的に申し出た形が作られる。注意が必要である。

55 才以上昇級停止は、国家公務員にあわせて労働条件を改悪したものです。一年で 16,800 円の減額になる人もいます。

非常勤職員の給与規程変更は、大阪府の最低賃金（819 円）変更に伴うものですが、大阪大学は、まず、通勤手当を賃金とは別途払う必要があります。（大阪労働局のホームページ参照）

○ 3○ 法人化前から雇用されている非常勤職員の雇用期限問題について

この対象となる非常勤職員は、大学の考える指令命令系統の事業場概念では、箕面地区には不在ということになる。しかし、現実には、箕面キャンパスには数名働いている。組合が聞き取り調査を行ったところ、大阪外大の時代に、これはあなたにはあてはまらない、と説明があったという。吹田や豊中の過半数代表者には伝えているし、4 地区代表が共同申し入れをし、学長名で珍しく回答があり、それに対して 4 地区過半数代表者が反論した。しかし、やはり、キャンパスが離れているので、他地区の過半数代表者が箕面キャンパスで働く人の意見をくみ上げることにはいたっていない。過半数代表者に対する説明会も開かれたが、大学の説明を繰り返すのみであった。

*箕面組合として、対象者とともに団体交渉を行う必要があります。

○ 4○ 労働契約法の特例に関する改正

非常勤講師、外国人の特任教員の雇用期間が 5 年から 10 年になった。それは一面ほっとすることではありました。4 年目の後期授業にクーリングを入れてカリキュラムを組むという慌ただしさから解放された、という意味です。

外国人の特任教員の中で、2014 年 3 月 31 日以前に採用された方は、改正の対象となりません。

*職場に持ち込まれるギスギス感の根本を正さなければなりません。

TA、RA への適用を反対したことは、成果がありました。

非常勤職員は、6 年から 5 年になりましたが、特例の対象とならず、10 年にはなりませんでした。

*非常勤職員が、期限の定めのない職員として働き続けることができるよう、組合の組織拡大をしながら、阪大組合と共闘していく必要があります。

○ 5○ 労働契約法を非常勤講師に適用する問題

非常勤講師の「労働」契約が5年から10年になっても、9年目の後期にはクーリングを考慮したカリキュラムを組むことをしなければなりません。

*これは、脱法行為であることを忘れてはいけません。なぜ、私たちはこんな法に反することをしなければならないのでしょうか？私達は問い続けなければなりません。

また、大阪大学の労働者ではない非常勤講師に対し、労働契約法を適用する矛盾を根本的に解決させる必要があります。関西圏大学非常勤講師組合と共闘していく必要があります。

○ 6○ 過半数代表者の選出

箕面地区の過半数代表者の期間は、1年間、10月末で終わります。毎年、10月の最初の教授会の週に「組合の委員長を過半数代表として選出する同意書」を組合執行部で職場をまわって集めます。7、8月に外国語学部の事務から過半数代表者の選出方法についての確認があります。確認者の選出について、労働者側の推薦者と大学からの推薦者の数があうように人数が決められ、特に同意書の確認をするので、箕面キャンパスに縁のない職員を使用者側代表として選出するよう依頼します。労働者側は、吹田地区過半数代表者にお問い合わせしました。そして、10月の同意書の確認をする日程や場所について打ち合わせをします。

今年度は、組合の考える母数（箕面キャンパスに研究室がある教員、デスクがある職員すべてを対象にしています。一時避難的に研究室を持つ人も含みません）は275人、過半数は138人。

私たちの考える事業場の範囲：

世界言語研究センター教員、職員、特任教員、事務補佐員、箕面キャンパスに研究室をもつ人間科学研究科教員、グローバルコラボレーションセンター教員、コミュニケーションデザインセンター教員、言語文化研究科言文専攻、言社専攻教員・職員・事務補佐員、外国語学部職員、事務補佐員、日本語日本文化教育センター教員、職員、事務補佐員、外国学図書館職員、事務補佐員、文書館設置準備室教員、職員、事務補佐員、学生部学生キャリア支援課職員、事務補佐員、国際交流オフィス学生交流推進課職員、事務補佐員、サイバーメディアセンター教員、情報推進部情報基盤課職員、事務補佐員、保健センター医師・

看護師、事務補佐員

大学が考える母数（言文言社所属教職員、外国語学部所属職員、日日センター所属教員）189人、過半数は95人。

同意書数は167筆。10月24日の確認時の同意書有効数は、165人。（2013年は279人、同意書数は179筆。2012年は279人、同意書数は155筆。）

*来年度は、確認時のチェックリストを組合と大学が同じもの配列のリストを使えば、確認者の負担が減ります。外国語学部の事務と人事課の間で調整をするよう要望するといいでしょう。

*同意書を回収する時に、組合加入を呼びかけるフライヤーを配布するといと思います。

○ 70 意見書

最後に添付した資料をごらんください。過半数代表者には、就業規則の改定に対する意見書を書くという仕事が、いつも突然やってきます。意見書提出までのプロセスを次にまとめます。

人事課企画第一係長からメールが来る。ICHOのここに規程があると知らせる場合とpdfファイルで規程を添付する場合がある。

説明会の開催を求める。日程調整。

説明会が開かれない場合、組合の執行部や箕面地区の構成員に知らせて意見を聞く。

4地区の過半数代表者の意見を聞く。

阪大組合の意見を聞く。

全大教のメーリングリストで他の大学ではどうか情報をえる。

顧問弁護士の意見を聞く。

組合の執行部や箕面地区の構成員に知らせて意見を聞く。

意見書をまとめる。

自分のはんこを押して、吹田キャンパスの学長宛（人事課企画第一係）に学内便で送る。

組合の web サイトにアップする。

過半数代表の意見書に対して「大学の考え」を送って来る。

それに対して反論する。顧問弁護士の意見を聞く。

こういうことをすべてできればいいのですが、意見書の準備期間が短く、あまり丁寧にできませんでした。

大学は、意見書を受け取ってから、一応、理事らに報告し、改定した就業規則とともに労働基準監督署に提出します。意見書は添え物なので、それによって改定を取りやめることはありません。しかし、理事にも配られるし、半年間は ICHO に掲載されるので、そこに箕面地区の構成員の声を載せることが理想的です。

- * 意見書に箕面地区の構成員の意見を乗せましょう。意見を言いましょう！
- * 他の大学の事例なども、盛り込んで、教えてあげましょう！

○ 80 36 協定（毎年、3月に過半数代表者と大学が協議）労使協定締結

大学が延長することができる時間は、1ヶ月 45 時間、1年で 360 時間ということで締結しました。

阪大では1日8時間労働が前提です。8時間というのは、ロシア革命の時にレーニンが提案した時間です。それ以降、機械やパソコンは発達しました。仕事の処理方法が速くなったにもかかわらず、労働時間が変わらないのは、余分に仕事をし、搾取をされているということです。まずは、8時間以下の7時間45分というように労働時間を短縮することが必要です。

残業時間については、過半数代表者として職場を訪ねて、1年 360 時間で大丈夫でしょうか、と話を聞いてから、サインをするようにしています。それは、過去に、実際には働いているのに、協定の時間内におさめないといけないので、もらえるはずの残業代がもらえない、という苦情があったためです。

- * 来年度の 36 協定締結時には、昼休みなどに職員と話す必要があります。

安全衛生委員会でも、過半数代表者の協議の場でも、労働時間を客観的に記録する方法をとるべきだ、ということを書きましたが、いっこうに改善されません。タイムカードのない職場は、大企業にあるのでしょうか？人事管理の証拠を残したくないと考えざるをえません。遅くまで灯りがついている事務室には、

残業時間を自己申告できないまま働く職員がいるのではないのでしょうか？

*労働時間を、自己申告ではなく、パソコンの利用時間など、客観的に記録するシステムを整備するよう求め続ける必要があります。

*また、残業代ゼロという言葉が新聞紙上散見されるようになりました。これは警戒しなければなりません。

○ 9○ 裁量労働制（2年に1度、3月に過半数代表者と大学が協議）の労使協定締結

週20時間以上の教育（授業の準備、授業、学生指導一般を含む）にたずさわる者は、裁量労働制の適用を受けることができません。「忙しい、忙しい」と言うだけではなく、自分の労働を見つめ直し、不必要な労働を削減するよう求めていくことを忘れてはいけません。

○ 10○ 2014年度安全衛生委員会

箕面地区の過半数代表者は、1月頃に、労働者推薦の委員のリストを安全衛生委員会に出します。そのリストには、箕面地区の部局として、言語文化研究科、外国語学部、人間科学研究科、日本語日本文化教育センター、外国語学部図書館、保健センターという項目があげられ、そこから1人ずつ、推薦することになっています。

毎年、議案書に書いていますが、労働安全衛生委員会は、箕面キャンパスの部局を事業場として考えているのです。

人間科学研究科の教員は、吹田、豊中、箕面の3キャンパスで仕事をする事になり、業務の負担が重すぎるということで、今年度も言語文化研究科から委員をお願いしました。今まで教員にお願いしていた部局も、職員にお願いすることになりました。来年度も委員の依頼が難航するかと思います。

*今年度の内に、委員数を減らすことを準備していきたいと思っています。

昨年から、この安全衛生委員会の委員長に大竹理事が参加し、とても話しやすい雰囲気になっています。言葉の通じない人事課とはまったく違います。箕面地区が他の地区より悪い条件にならないよう配慮する誠意は感じられます。インフルエンザの予防注射についても、箕面の保健センターで受けることができるようになりました。残業時間の報告も、指令命令系統の事業場ではなく、

安全衛生委員会が考える事業場の労働者について委員会で報告するようになりました。

* 学生や教職員の健康診断、そして、留学生が日本で暮らす上で受けるべき予防注射についても、箕面の保健センターで受けられるよう繰り返し要望しています。

安全衛生管理部はキャンパスの「縁の下の力持ち」さんです。箕面キャンパスにはあちこちにセアカドクグモがいるそうです。廊下ですれ違った時にコンセントのことや地震対策の相談をすると、とても親身になっていっしょに考えてくださいます。その他、「ここ危ない」「ここ壊れてる」「水が漏れてる」というおかしいことを発見したら、安全衛生管理部に報告しましょう。

安全衛生管理部 handai-dash@docomo.ne.jp (内線4023、4027)
--

* 安全衛生委員会の報告を過半数メールでも紹介するとともに、大学も教授会などでするように求めましょう。

○ 11○ 教授会が諮問機関化され、審議事項が制限される。

6月20日、参議院本会議において「学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に関する法律案」が可決、成立しました。(新旧対象表、付帯決議を参照)

・ 教授会機能の弱体化は教育現場の破壊につながる

(全大協近畿地区協議会 2014 年度単組代表者会議の報告：2014 年 6 月 21 日、大阪社会福祉指導センター、出席：今岡・松本)

上記会議においては、賃金労働条件改善への取り組み等、例年通りの議案が提出され通過したが、議案外でのオープンな議論になった際、大阪教育大学の組合から深刻な報告があった。

それによると、大教大では、ここ数年のあいだに執行部理事会の権限が強化された結果、学部教授会の開催が年に3回程度に減少、特に採用人事について教授会が関与することが実質上なくなったことから、新採用になった同僚教師の存在を6月あたりになって初めて知るといった異常事態が起きているという。

採用人事等の業務が教授会マターではなくなるということは、各教員にとっ

ては学内業務の負担軽減につながり、一面ありがたいことではあるものの、当然ながらそれは同時に採用基準決定のプロセスに現場組織が関与できないという事実をも意味する。大教大の教員もこの現実に対して強い不安を抱き始めているそうだが、一旦制度化された仕組みを変えることは難しいようだ。

現政権と文科省が主導する学長および理事会によるガバナンス強化という方針をうけ、今後阪大においても各学部教授会の権限を縮小させる動きが出てくる可能性もある。もとより阪大執行部は外国語学部の入試再編（25言語の《スロット方式》をやめて一括選抜をする）を過去に何度か求めてきた経緯があり、外国語学部の教授会機能縮小は今なお取り組み課題となっている可能性が高い。いずれにせよ、教授会構成メンバーを中心とする現場教員組織が採用人事プロセスから遮断されることは、将来的な教育現場の破壊を意味することになりはしない。その意味で、その種の動きについては、教職員組合としても厳しく監視する必要があると思われる。

*衆議院と参議院で出された付帯決議が教授会を守る理論的根拠となります。たとえば、参議院の付帯決議（6月19日）では、

一、学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。

と書かれています。

○ 120 7月2日、「集団的自衛権を容認する憲法解釈変更反対します」

集団的自衛権を容認する憲法解釈変更反対します

私たち教職員は、平和に暮らし働く権利と、そのために不断の努力をする義務を負っています。私たちには、言語と文化の研究と教育を通じて、外国の人びとと心を通わせ、日本人を代表する気概を持って平和に貢献してきた自負があります。平和な社会を築いていくには、国民の思い、専門家の英知と経験を結集し、創造的な挑戦を続けていかな

ければなりません。

憲法は他でもない私たち国民のもので、私たちが十分に議論しないうちに、政府が閣議決定という”密室”で憲法解釈を変えることを、私たちは認めません。集団的自衛権の閣議決定に反対します。

2014年7月2日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員一同

個人的な経験ですが、モンゴルに関東軍が攻め入ったので、今でも「将来、日本政府はモンゴルを領土にしたいから、お前にフィールドワークをさせているんだろ」と言われることがあります。そういう時に「日本には憲法9条があり、攻め入るという方法は放棄しています。」と答えて口論を避けました。解釈改憲に反対する声明は、少なくとも、日本軍が攻め入った国の言葉に訳しておきたいと思います。その1枚の紙が、そこで学ぶ学生、そこで働く教職員、卒業生を守る「お守り」になれば、という祈りをこめています。まず、英語、中国語、朝鮮語、モンゴル語に訳しました。翻訳協力、お願いします。



語劇祭@豊中

ベトナム語はふるまいの準備

お菓子の名前は、チェー

美味しいよ♪



2. レクリエーション：仲間と交流する

(1) 「おおさかミステリーツアー」

11月23日（祝），箕面組合秋のレクリエーション「水の都おおさかミステリーツアー」が，参加者23名と大盛況で行われました。行楽日和で人出が多く，予定していた遊覧船に全員が乗れない！という想定外のハプニングもありましたが，2手に分かれてそれぞれ大阪の街さんぽ。下船後、紅葉の街を自己紹介して歩きながら、入れ替わりながらおしゃべり。ミステリーツアーを楽しみました。みなさん，めずらしく☆ら料理と，その後オダサクの有名な夫婦ゼ○○いも堪能しました。

阪大組合からの参加も多く，始めて顔を合わせる人がとても多かったのですが，みんなすっかり仲良く和気あいあいとして，楽しい秋の一日になりました。

「すてきな企画ですね～！またぜひ参加したいです～！」という反響が多く，次はさらなるたのしい&おいしい企画で，たくさんの人に参加してもらいたいと思いました。



(2) 新春「紅白」昼食会♪好評でした

1月9日(木)の組合新春昼食会、おせち料理に飽き飽きしたおなかに、あったか「紅白」シチューが新鮮でした！

ハンガリーのグヤーシュ：ちょっとピリ辛の赤いシチュー。

モンゴルのバンシタイ・ボダータイ・シャルボダータイ・ツァイ：やさしい味の白いシチュー。水餃子入りリゾットになりました。

デザートには、「ぺこちゃんのほっぺ」と「がんがら焼き」：こちらは、昼食会に来られなかった組合員のみなさんにもおすそ分けしました。

ひょうも降る寒い日でしたが、南向きで日当たりのよい「ちかだん」に集まった教職員、「紅白ランチ」を「おいしい〜！」と楽しみながら、談笑のひとときを過ごしていました。

(3) 新年会@千里中央

1月30日(木)今年度は組合員の交流を大切にしようという目標のもと、箕面キャンパスを離れ、現在吹田や豊中で働く組合員のみなさんが仕事帰りに寄りやすい千里中央であらためて組合新年会を開きました。。

(4) 退職者歓送会

3月12日(水)3月に定年退職の組合員3名(市川明先生、田中四郎先生、森藤一史先生)が揃って参加くださいました。また、転職される事務補佐員さんも参加してくださいました。大阪外大が谷町4丁目にあった時代にはじまり、さまざまな時代の面白いエピソードが飛び出し、みんなこころゆくまで語り合いました。退職者の方々からは組合への大きなエールもいただき、未来の大学像について思いを新たにしました。

3. 組合員拡大：仲間を増やす

今年度は退職者が4名に加え、数名が退会したものの、あらたな加入はありませんでした。統合後、毎年のように事務系職員の組合員のキャンパス間異動に加えて、ここ数年は定年退職者が集中し、組合員数は急激に減っています。組合員退職者に比して、新規加入者が増えず苦慮しています。おもな原因として、1つには定年退職者の集中と任期雇用の組合員の退職、他方には新採用者が若年または任期付き雇用の場合が多く、収入に余裕がなく生活が不安定なために、組合に加入することに抵抗感があることが見受けられます。1名でも加入者ができるように、引き続き努力していきます。教員・補佐員の任期付き雇用にかんする取り組みを充実させるなど、新規採用者が組合加入の意義を強く感じることで活動をしていく必要があります。同時に、希薄になりやすい職場での働く者同士のつながりをより充実させるために、組合員同士の交流を今後も企画していきます。



日本語学科（ハンガリー語）卒業生と偶然和歌山で会いました。そのワークショップ教えてもらったイースターエッグ。卒業生、活躍しています♪

4. 2013年度の組合活動の方針をもとに自己評価

組合活動の方針	評価
1) もっと労働条件を守ります。 顧問弁護士さんのバックアップを受けて、理論武装を強化します。	×
2) もっとレクをします。 新任教職員の歓迎会、退職者送別会以外にも、交流会、箕面地区内の組合員の交流、豊中や吹田の組合員との交流会、勉強会を企画し、「おかしい」と言える場を増やします。	○
3) もっと情報発信します。 組合ニュースの配信はもちろんのこと、掲示板の掲示の利用、全大教新聞配布網を作ります。	△
4) もっと仲間を増やします。 過半数代表者として組合の委員長を支持してくださる教職員に参加してもらいましょう。	×
5) もっとつながります。 阪大組合、言文組合、看護師組合との交流を深めます。	△
6) もっとパワーアップします。 そのために、阪大組合との統合を検討する委員会を設置します。	×
7) もっと署名を集めます。 箕面地区過半数代表者の期限は9月末です。箕面地区で過半数の支持をえて、他の地区の過半数代表者と連携し、大阪大学と話し合います。	○
8) もっと安全衛生委員会に力を入れます。 安全衛生委員会のお知らせを毎月発信します。	○

第一号議案 来年度の活動予定

2013 年度から 2014 年度執行部への団体交渉の申し送り

団体交渉の項目
①大阪大学は、団体交渉に学長が出席すること。
②大阪大学は、2016 年（平成 28 年度）以降も「当分の間」を維持し、退職金減額をしないこと。旧外大教員に保証された 65 才定年時の退職金を満額支払うこと。
③大阪大学は、退職金減額措置を即刻やめること。
④大阪大学は、外国人特任教員の帰国旅費を支払うこと
⑤大阪大学は、就業規則上の労働者ではない非常勤講師に対する改正労働契約法適用を停止すること。非常勤職員が安心して教育に集中できるようにすること。半年のクーリングを入れることで、脱法行為を私達にさせないこと。
⑥大阪大学は、改正労働契約法の主旨を正しく理解し、非常勤職員を 5 年で雇止めすることをやめること。
⑦大阪大学は、週 40 時間働くのが困難な非常勤職員の存在を認め、特例職員の採用制度について不備を改めること。
⑧大阪大学は、非常勤職員の交通費を賃金とは別に支払うこと。
⑨大阪大学は、駐車場を無料化すること。 ・毎年収支とその内訳について提出させる必要があります。
⑩大阪大学は、55 才で昇給停止をやめること。64 才、65 才時の賃金を第二期中期計画後も引き下げてはならない。
⑪大阪大学は、小野原の外国人教員宿舎の備品について最大限の配慮すること。 ・外国人の先生に今年度の修繕の結果を聞いた上で、新たな要求を整理する必要があります。
⑫大阪大学は、箕面キャンパスで授業を行う全教員に対して箕面キャンパスに関する全情報を伝達すること。 ・組合としても、言文研究科と日日センター以外に所属している教職員が抱える問題を明らかにする必要があります。
⑬大阪大学は産前休暇について見直しを行なうこと。
⑭大阪大学は、箕面キャンパスの学生や教職員が保健センターで健康診断や予防注射などの医療サービスを受けられるようにすること。
⑮大阪大学は、連絡バスを授業時間を考慮して、増便すること。

⑯大阪大学は箕面地区においても豊中地区および吹田地区と同様に放射線量の測定を
すること。

⑰大阪大学は、教授会自治を尊重すること。

⑱大阪大学は、学問の自由を尊重すること。



ボルネオのオラウータンが住む「森林は、あと 30~40 年でなくなってしまう。」と FAO が警告しています。

第二号議案 来年度予算案と今年度の決算報告書

紙媒体で配布します。

第三号議案 組合費の改定

組合費を以下のように改定する。

【改定の理由】

本来であれば、毎年、各組合員の基本給を把握し、それに基づいて組合費を計算し、徴収しなければなりません。ところが、この10年近く、それが行われていません。規約通りに徴収できていないのが現状です。

しかし規約通りに徴収しようとする、毎年、組合員に基本給の額を届け出でもらう必要が生じ、手続きがきわめて煩雑になります。

そこで、以下のように、職種・身分別に組合費を統一することを提案します。組合費の額は、現在の財政状況を維持しながら、できるだけ引き下げ、引き上げになる事例はなるべく少なくなるように配慮しました。

改定案による徴収は、本年9月から実施します。

大阪大学箕面地区教職員組合規約を以下のように改定する。

【現行】

第24条(組合費)

組合の組合費は基本給の10,000分の75とする。但し、組合費の上限を定めることができる。また、専任教職員以外の組合費は、これに準じて定める。

【改定案】

第24条(組合費)

組合の組合費は、職種・身分により、以下のとおりとする。

・教育系職員

教授 3,500円

准教授 3,000円

講師 2,500円

助教(任期付き) 2,000円

・事務系職員

係長以上 2,000円

主任・係員 1,000円

事務補佐員 500円

再雇用職員 1,000円

第四号議案 「大阪外国語大学教職員組合 労働憲章」を「大阪大学箕面地区教職員組合 労働憲章」と名前を改めたいと思います。今一度、読んでみましょう。

大阪外国語大学教職員組合 労働憲章

はじめに

私たちは、大阪外国語大学の教職員によって構成された労働組合である。私たちの大学の国立大学法人への移行にともない、教職員組合も再出発する。これを機に私たちの組合活動の原点を再確認し、新たな発展を期す。

1. 勤労者の権利を守る

私たちは、憲法と労働法が規定する勤労者の諸権利を、私たちの職場で実現するために団結する。これらの諸権利は、職業上の地位、性別、人種、国籍などの違いにかかわらず、大学の構成員に対して平等に保障されるべきである。

2. 学問の自由と大学の自治を守り、発展させる

学問研究と教育の発展の源泉は、自由で自発的な探究がはぐくむ創造力にある。私たちは、権力の不当な干渉に抗して学問の自由と大学の自治を擁護するために努力する。これらの目標は、国民全般の教育権や学習権を保障する取り組みと連帯して達成されるべきである。

3. 組合の民主的運営を徹底する

私たちは、構成員諸個人の思想・信条の自由、表現の自由を尊重する。意見の多様性と強制のない対話を通じての合意こそが、よき解答に到達する貴重な手段であり、私たちはこれらを組織運営の根本原則とする。

4. 大学のさらなる民主的運営を実現する

私たちは、私たちの職場を改善するために、構成員の意見や要求を集約して大学当局と交渉する。さらに、他の教職員や学生にも働きかけて、大学の運営に全構成員の意志が反映する大学づくりをめざす。

5. 働く者であるとともによき市民としての自律と連帯を強める

私たちは、教育と研究の諸条件を改善するためにお互いに協力するとともに、また地域社会や家庭においてはそれぞれによき市民として社会生活の向上に努力している。そのような個々人の人間的成長を尊重し合うことから生まれる信

頼関係こそが、私たちの連帯の基礎にあるものである。

6. 世界的諸課題に取り組む

グローバル化する世界が直面している、国際的な経済格差、地球環境問題、民族間対立と戦争などの諸問題に対して、私たちの大学と組合にふさわしい観点からの取り組みを進め、世界の市民と連帯する。